

匝瑳市環境審議会 会議結果

第1 日時

平成28年11月28日（月） 午後1時30分～午後3時20分

第2 場所

匝瑳市民ふれあいセンター1階 談話室

第3 出席者

○会長、副会長及び委員

林義雄会長、石田健治副会長、鵜之沢正吉委員、大木傳一郎委員、大塚榮一委員、及川ひろ子委員、片岡正裕委員、田邊久利委員、稗田正治委員、宮本信輔委員、八木幸市委員

以上11名（会長、副会長以下五十音順）

欠席委員 飯島正義委員、伊橋弘二委員、太田忠治委員、菅原浩一委員

以上4名

○事務局

環境生活課 加瀬課長、伊橋主査、布施主任主事 以上3名

○東総地区広域市町村圏事務組合

施設整備課 鴨作課長、江波戸主査 以上2名

第4 議事次第

- 1 開会
- 2 あいさつ（林義雄会長）
- 3 委員紹介
- 4 議事

匝瑳市環境基本計画の進行管理に係る報告について

5 報告

東総地区広域ごみ処理計画の進捗状況について

6 その他

7 閉会

第5 会議結果

1 匝瑳市環境基本計画の進行管理に係る報告について

資料1「匝瑳市環境基本計画 定期点検・評価シート」について事務局から説明を行ったところ、委員から公共用水域の水質測定について、野生動植物調査について、野外焼却（野焼き）について、大気汚染物質及び放射性物質に関する調査について、資源ごみ回収事業及び環境美化ボランティアの参加団体・人数等について、埋立てに係る土壌検査について、パリ協定の発効に伴う市の地球温暖化対策に関する対応についての意見・質問を受けた。

2 東総地区広域ごみ処理計画の進捗状況について

東総地区広域市町村圏事務組合から東総地区広域ごみ処理計画に係る進捗状況について報告した。

第6 議事概要（発言要旨）

別紙のとおり

議事概要（発言要旨）

1 開会

（進行：伊橋主査）

2 あいさつ

- － 会議の開催にあたり、林会長からあいさつを行った。

3 委員紹介

- － 伊橋主査から委員15名及び事務局職員3名の紹介を行った。

4 議事

（議長：林会長）

- － 匝瑳市環境基本条例第27条の規定により、林会長が議長となり、議事進行を行った。

匝瑳市環境基本計画の進行管理に係る報告について

- － 配布資料に基づいて、平成27年度における施策の実施状況等及び評価について事務局から報告を行った。

○議長

ご意見・ご質問等がございましたらお願いします。

○委員A

今回の議事では、事務局から報告をいただくことで、委員は施策についての意見を述べられるということによろしいですか。

○事務局

本会議では、環境基本計画に基づいて市の各種施策の進捗状況ということで報告をさせていただき、今後の施策について、こうした方がよいなどの意見がございましたら是非いただきたいと考えております。

○委員B

水質環境の保全で、新川と栗山川の数値が記載してありますが、市民に身近な大利根用水・軽桶川・新堀川・大布川・明治川などの水質の測定は別に行っているのでしょうか。

○事務局

大利根用水路・軽桶川・明治川などの市内8河川については、市が独自に水質の測定を行っており、平成27年度の測定では全ての河川で環境基準を下回っております。

○委員B

野生動植物調査がいまだ実施されていないということですが、計画が策定されたのが平成23年であり、現時点で5年が経過しています。計画の最終段階で調査を実施するのではなく、もっと早期に実施するべきだったのではないのでしょうか。絶滅が危惧されている動植物が市内には多く生息しているため、早い段階で調査を実施していただきたいと思います。

○事務局

野生動植物調査については、確かに当初から計画の中に記載されておりましたが、調査を実施するにあたっての裏付けとなるものの準備が進んでいなかったため、昨年度準備をさせていただき、平成30年度に市の個別事業としての実施を予定しております。

委員がおっしゃるとおり、計画の早い段階で実施をすべきであったことは反省しております。

○委員B

計画冒頭の市長のあいさつ文でも野生動植物についての記述があり、市長の提言と計画の実態がかい離しているように思います。平成30年度と言わず、来年度にでも調査を実施していただきたい。

また、野焼きの指導件数は市民からの通報の件数でしょうか。現在、市内を歩いて少しでも煙が出ていると市や消防に通報する人がいますが、廃棄物処理法では農家が行う焼却については柔軟に対処することになっているはずですが。通報することが悪いことだとは言いませんが、法律における例外規定などを広報などで市民に周知していけば、通報は少なくなるのではないのでしょうか。

○事務局

委員がおっしゃるとおり、野焼きは原則禁止であるという周知活動を市で行っている結果として、野焼きはいけないことだという意識が市民に浸透し、野焼きの通報の増加につながっていることは事実だと考えております。また、野焼き禁止の例外として、農業関係の焼却などについては認められている部分がありますが、あくまで周囲に迷惑が掛からない範囲の中でということになっているため、周囲に迷惑になってしまう焼却については指導の対象になり、焼却を中止していただくこととなります。

○委員B

市の広報等で制度について周知し、住民がお互いに理解しあえるようにする必要があります。

○委員C

法律に例外規定がありますが、一般市民は野焼き現場を見て例外なのかどうかは

分かりません。化石燃料からつくられたものを燃やすと黒い煙が出るがありますが、当然そのような焼却は禁止です。しかし、白い煙が出ている野焼きに関しては、禁止の例外である場合もあるのだと一般市民に説明してもなかなか理解してもらえません。

また、海岸の方ではプラスチック類の焼却が多く、罰則があると説明しても効果がないことも多いのが現状です。

○議長

野焼きについては、農業関係の焼却など一部が認められていることもあり難しい問題ですが、匝瑳市では柔軟な対応をしていただいているとのこと。例外でない行為についてはしっかりと指導をしていただきたいと思います。

野生動植物の調査については準備の問題もあるかと思いますが、重要な調査であるので早めに取りかかっていただくようお願いします。吉田地区の水田では毎年ホタルがみられ、こうした貴重な生物は保護していかなければいけません。一方で銚子の方ではイノシシの被害が出ていると聞いています。このような状況を把握するためにも早期に調査を行うことが重要です。

○委員D

イノシシについては、一時千葉県からはいなくなりましたが、先月調査をしたところ、松尾にいることが判明しました。八日市場イからの直線距離は約14kmであり、匝瑳市に入ってくる可能性もあります。野生動植物調査については、貴重な動植物だけでなく、アライグマやキョンが匝瑳市に生息しているとの情報もあるので、鳥獣保護法に基づく観点からも今現在の状況について早めに調査を行うべきだと思います。

○委員B

タヌキやハクビシンによる農作物への被害も出ています。また、現在最大の問題になっているのがジャンボタニシによる稲の被害です。ジャンボタニシの駆除には椿油粕が有効ですが、ドジョウやフナなど殺してはならない生物までも殺してしまう、生態系が崩れてしまう問題があります。こうした状況も踏まえて、調査はなるべく早く行う必要があります。

○委員E

放射能とPM2.5の測定結果について教えていただきたい。

○事務局

放射線量については、市内の小中学校・公園等で年4回測定を行っておりますが、現在のところ、環境基準を超えるような数値は出ておりません。

PM2.5については県で測定を行っており、平成27年度の市内の測定では環境基準を下回っております。

○委員B

放射能については、千葉県産の原木を使って市内で栽培されたシイタケから基準値以上の放射性物質が検出された事例があります。また、タケノコについても県内で基準値以上の放射性物質が検出されています。

今回配布された資料には、放射能やPM2.5については一言も記述がありませんが、こうしたことは一番の関心事なので、しっかりと調査・検査を行っていただきたいと思います。

○事務局

農作物の放射性物質の検査は産業振興課で行っているのですが、庁内で連携して対応していきたいと思います。

○委員F

3ページの資源ごみの回収事業参加団体というのはどのような団体を指すのでしょうか。市内には環境保全会という団体がいくつかあり、資源ごみを含めたごみの回収などの清掃活動を行っています。こうした団体は参加団体に含まれているのでしょうか。

○事務局

資源ごみの回収事業では、缶・ビン・ペットボトルなどの資源物を回収し、リサイクル業者に引き渡した団体に対して市から回収量に応じた奨励金を交付しており、団体の内訳としては、市内の小中学校・子ども会・老人クラブなどがあります。市からの奨励金を受けるためには、事前に市に団体の登録をする必要があるため、登録をしていない団体については含まれておりません。

○委員F

環境美化ボランティアの参加人数には環境保全会が含まれているのでしょうか。含まれていないのであれば、清掃活動を行っているボランティアであるので、含めた方が良いでしょう。

○事務局

委員のおっしゃるとおり、環境美化に協力していただいている団体については、なるべく把握して数に含めるべきだと考えます。

また、資源ごみ回収事業については、市に参加団体としての登録をしていただいた上で資源ごみの回収を行い、リサイクル業者へ引き渡していただくと、回収した資源ごみ1kg当たり5円の奨励金が市から出ますので、是非積極的に活用していただきたいです。

○議長

行政からも制度の周知に努めていただきたい。他にありますか。

○委員B

参考資料の水質検査のところで、1地点でヒ素が環境基準を超過したとありますが、どこでヒ素の環境基準が超過したのでしょうか。

○事務局

現在手元に資料がありませんので、会議終了までに回答いたします。
(議事終了後にヒ素が環境基準を超過した地点は長谷である旨を回答)

○委員B

椿地先で大規模な埋立てが行われました。吉崎地先においても埋立てが行われ、太陽光パネルが設置されています。埋立てに使われた残土の調査は行ったのでしょうか。

○事務局

事業主に土壌検査をするよう指導し、報告をいただいております。結果については、検査項目で環境基準を超過した物質はありませんでした。地下水の検査は市で行っているため、追跡して調査を行いたいと考えております。

○委員B

地球温暖化対策については、先日パリ協定が発効し、日本もこれに批准することになっています。パリ協定の発効に伴う対応として国が計画を定め、各自治体も計画の見直しを行うことになると思いますが、身近な問題として機敏に対応していただきたい。

○事務局

先日行われた庁内会議である環境対策連絡会議においても、パリ協定の発効を受けて委員から地球温暖化対策についての意見が出ており、市でも計画の見直しを検討しております。

《その他意見等なし》

5 報告

東総地区広域ごみ処理計画の進捗状況について

- ー 伊橋主査から東総地区広域市町村圏事務組合の職員2名を紹介した後、同事務組合から東総地区広域ごみ処理計画におけるスケジュール・ごみ処理施設の概要及び現在の進捗状況等についての報告を行った。

6 その他

- ー 特になし

7 閉 会

以 上